

荻窪法人会は荻窪税務署管内の法人企業の有志が集う会です
法人会は“よき経営者をめざすものの団体”がスローガンですが“地域に根ざした社会貢献”にも力を注いでいます
この荻窪法人会の広報誌はどなたでも無料購読できます

www.ogikubohojinkai.jp

よき経営者をめざすものの団体
東法連提唱「社会貢献」一人ひとりの力は小さくても
みんなの自覚をもって一人ひとつできることから



APRIL
2025

荻窪法人会 221

OGIKUBOHŌJINKAI



よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約82万社の会員企業、41都道県に441の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

- 3 令和6年度 会員増強運動を終えて
 - 水島隆明／組織委員長
- 4 新入会員研修（歓迎）会
 - 柴田豊幸／公益社団法人荻窪法人会 会長
 - 水島隆明／公益社団法人荻窪法人会 組織委員長
 - 末安直貴／荻窪税務署 副署長
- 6 新入会員研修（歓迎）会に出席された方々
新入会員名簿
- 10 [令和6年度]
各ブロックの春季研修会レポート
- 13 e-TAX推進税理士事務所一覧
- 14 令和6年度 荻窪法人会 春季特別講演会「打ち返す力」
講師：水谷 隼（元プロ卓球選手）
- 16 税制委員会より
令和7年度 税制改正大綱
- 18 令和7年 全法連 税制セミナー参加のご報告
税理士 小林誉光
- 19 税務コーナー
- 21 支部・ブロック・委員会・部会からの報告
 - 厚生事業委員会
 - 源泉部会
 - 第3ブロック
 - 第4ブロック
- 23 柴田会長 国税庁長官表彰 受彰祝賀会



© 絵葉書屋

表紙について

荻外荘（てきがいそう）は、東京都杉並区荻窪にある歴史的な邸宅で、昭和初期に建設されました。元内閣総理大臣・近衛文麿の私邸として使用され、戦時には重要な政治会談の場となったことで知られています。戦後は民間所有を経て、杉並区が保存活用を決定。修復を経て2023年に公園として一般公開されました。現在は、和風庭園や建築を楽しめるほか、戦前・戦中の政治の舞台となった建築として、その歴史的価値が再評価されています。

組織委員会

令和6年度

会員増強運動を終えて

水島隆明 組織委員長

荻窪法人会ならではの 会員増強を

荻窪法人会会員の皆様におかれましては、日ごろより組織委員会の活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。10月から11月の会員増強月間では9会員の入会でしたが、年間目標の73会員増強に対してこれまで47会員の方々に入会いただき、達成率64%となりました。加入率は稼働法人数2638社に対して71%の加入率となり、変わらず高い組織率を維持することが出来ました。ご入会いただいた皆様とご紹介いただきました会員の皆様に重ねて御礼申し上げます。

今年の会員増強月間のはじまりにあたり、①理事1名1社加入推進、②厚生3社の保険への役員加入率向上、③地域の信金さんとの情報交換、④新たな福利厚生サービスのご提案、の4件をお願いしました。東京法

人会連合会の組織委員会に参加しておりますと、会員増強がしっかりとできている単位会はこの4つのうち1つまたは複数の取り組みが出来ているところばかりです。

先日、武蔵府中法人会の取り組みをお伺いしましたが、管内を通る京王電鉄グループとコラボして、京王百貨店でのお買い物優待など、分かりやすい入会メリットを取り入れたとのことでした。これも会員に京王グループの会社があつたことで早期に実現できたそうです。私たち荻窪法人会でも地域の特色を活かした新たな会員増強策を取り入れていきたいと思っています。会員の皆様からの情報提供をお待ちしております。どうぞよろしくお願いたします。



支部別加入率(2025年3月31日現在)

	支部	稼働数	会員数	加入率
BLOCK 1	2	140	86	61.4%
	3	167	110	65.9%
	4	146	88	60.3%
	5	69	64	92.8%
	計	522	348	66.7%
BLOCK 2	6	148	96	64.9%
	7	120	74	61.7%
	8	200	94	47.0%
	計	468	264	56.4%
BLOCK 3	11	158	97	61.4%
	13	59	58	98.3%
	14	108	100	92.6%
	15	195	161	82.6%
	計	520	416	80.0%
BLOCK 4	16	83	59	71.1%
	17	78	54	69.2%
	18	107	83	77.6%
	19	176	115	65.3%
	20	135	88	65.2%
	計	579	399	68.9%
BLOCK 5	21	70	42	60.0%
	22	80	81	101.3%
	23	99	63	63.6%
	24	126	114	90.5%
	25	174	140	80.5%
	計	549	440	80.1%
事務局		26	6	
合 計		2,638	1,873	71.0%



毎年、新しく入会した会員の方々のための研修（歓迎）会を開催し、法人会の主旨や活動の目的などを説明して法人会への理解を深めてもらいます。

新入会員研修（歓迎）会



令和7年3月18日（火）、法人会2階会議室にて恒例であります組織委員会主催「新入会員研修（歓迎）会」が行われました。
来賓には荻窪税務署より末安直貴副署長、齋藤統括官、齋藤審理上席が出席されました。

会長のあいさつ

荻窪法人会は、地域の経済活動の振興や
交流を目的とした団体です

荻窪法人会 組織委員会主催の「新会員（歓迎）会」にご参加いただき有難うございます。新たな一歩を踏み出す皆様に、心からお祝い申し上げます。

また、ご来賓として荻窪税務署 末安副署長、齋藤統括官、齋藤審理上席には公務ご多用のところご臨席いただき厚く御礼申し上げます。

荻窪法人会は、地域の経済活動の振興や交流を目的とした団体です。私たちの会に参加することで、皆様のビジネスや地域コミュニティへの貢献がさらに広がることを願っています。

新しい仲間との出会い、そして共に成長していく喜びを共有できることを心から楽しみにしています。荻窪法人会での活動が、皆様にとって有意義なものとなりますよう、共に支え合い、励まし合いながら歩んでいきましょう。

本日の歓迎会には12名の新会員の皆様にご参加いただいていると伺っております。新会員の皆様には、法人会活動の中で、少しでも皆様方の会社経営に役立つことを見つけていただければ幸いです。

又、積極的に法人会の各種行事にご参加いただき、法人会を上手く活用して仲間

柴田豊幸 荻窪法人会会長

作りに役立ただけだと思います。
今後とも荻窪法人会にご理解とご協力をいただき、共に活動していくことを心より期待しております。



今年も盛り上がりました！

今年の新入会員研修（歓迎）会は、昨年引き続き大変賑やかな歓迎会となりました。新入会員のかた11社12名に、会員24名が参加し、荻窪税務署からも末安副署長をはじめとする幹部の皆様3名にご参加をいただき、総勢36名で開催することができました。

研修会冒頭は私から荻窪法人会の歴史や組織についてご説明させていただきました、後半は新入会員の皆様によるご挨拶と自社PRタイムを行いました。近年ちらほらとお見掛けするようになったのは、本業は継続しつつ副業を始めた方や、様々な掛け事業のなかのひとつで地域とのつながりを増やしたい方がいらつしやることです。ビジネスのあり方の変化に伴い、こうした地域の経済団体へのニーズも徐々に変化していると感じます。私たち法人会もこうしたニーズに対応していくべきとも思いました。

研修会終了後の懇親会では、昨年に引き続きリストランテ・ドラマティコの重岡さんにケータリングのご協力をいただき、おいしい食事を楽しみました。懇親会も各所で大変盛り上がり、時間の経過が惜しまれる良き歓迎会となりました。



法人会の活動は、税務行政の円滑な運営に大きな役割を果たしています

公益社団法人荻窪法人会の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご協力を賜っており、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

荻窪法人会は、「公益社団法人」として、正しい税知識の普及や納税意識の高揚を図るための活動に熱心に取り組まれており、会員の皆様に支援するための各種研修会、税務署と共催で行う説明会など、多彩な行事を開催しております。

また、地域に密着した社会貢献活動にも積極的に参加されているほか、租税教育の活動にも力を入れて取り組まれています。こうした活動は、税務行政の円滑な運営に大きな役割を果たしており、深く敬意を表しますとともに、改めて感謝を申し上げます。

今年度、荻窪法人会は、多くの新しい会員の皆様が入会されました。法人会は、異業種の方々の団体でございます。

会員の皆様の異業種交流を通じた人脈は、皆様にとりまして、無形の財産になると思われまふ。皆様の事業がお忙しい中での法人会活動になると思いますが、是非、積極的にご参加いただければと思

います。

さて、税の話題としまして、皆様も注目されていることかと思いますが、令和7年度の税制改正の中の所得税について、「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」、いわゆる「103万円の壁」の段階的な引き上げがあるかと思ひます。現在国会で審議中ですので、確たることは申し上げられませんが、従業員の働き方に影響することとはもちろん、会社としても、改正案では年末調整に影響してくるものと考えられています。今後、改正法案が成立し施行された場合には、荻窪税務署での説明会はもちろん、荻窪法人会でも説明会を開催していくことになると思ひますので、皆様におかれましては、是非ご参加いただき、適切に対応いただきますよう、よろしく願ひいたします。



新入会員研修（歓迎）会に 出席された方々

今年も様々な職種の個性豊かな方々が入会いたしました。
ぜひ、法人会に新風を吹き込み、活発な活動を期待いたします。



第2ブロック 第6支部



Migra合同会社

多田 潤

📍 杉並区善福寺1-18-20
☎ 090-1555-0980
業種：コンサルティング業

第2ブロック 第8支部



HAM(株)

佐藤 仁美

📍 杉並区西荻北2-3-9-6F
☎ 03-6915-0941
業種：コワーキングスペース
シェアオフィス事業

第2ブロック 第8支部



(株)ふうけい

田邊 泰大

📍 杉並区西荻北2-3-9-6F
☎ 090-4613-1959
業種：デザイン業

第4ブロック 第20支部



(株)丸井グループ

鈴木 孝一

📍 杉並区宮前4-24-12
☎ 090-857-3479
業種：小売業



第4ブロック 第20支部



スタジオエア

北野 容子

📍 杉並区久我山5-15-18-201
☎ 090-1575-7077
業種：WEBマーケティングコンサル
タント

第4ブロック 第20支部



フィリップモリスジャパン合同会社

山口 裕二

📍 千代田区永田町2-11-1-22F
☎ 03-3509-7850
業種：食品

第5ブロック 第23支部



榎本・藤本・安藤総法律
事務所

安藤 亮

📍 港区元赤坂1-3-9-9F
☎ 03-3500-5300
業種：弁護士

第5ブロック 第23支部



(株) Linoaloha

三浦 里佳

📍 杉並区上井草1-31-8-202
☎ 090-8782-0386
業種：医療関係(リハビリ)

第5ブロック 第25支部



(株) Community-Based

越山 智子

📍 杉並区荻窪5-30-6-304
☎ 03-4400-4808
業種：サービス業

第5ブロック 第25支部



(株) ユフクス

稲吉 さゆき

📍 杉並区善福寺4-22-10
☎ 03-3399-1692
業種：不動産賃貸業

新 入 会 員 名 簿

令和7年3月31日現在

支部	法人名	代表者名	所在地	電 話	業 種
第1ブロック					
3	(株)道々楽者	佐藤 太志朗	杉並区井草3-30-3	5962-7745	写真業
3	クロンヌ・ド・ローズ	安藤 沙織	杉並区下井草5-18-17-204		飲食サービス業
4	(株)新興社	今井 隆雄	杉並区井草4-9-18		防水業
第2ブロック					
6	司法書士法人あかつき総合法務事務所	小林 暁	杉並区桃井4-12-10	6356-1010	司法書士
6	Migra合同会社	多田 潤	杉並区善福寺1-18-20	090-1555-0980	コンサルティング業
8	(株)シエルブルー	市川 祐希子	杉並区西荻北5-13-11	6765-7507	コンサルティング
8	(株)W・T・C(たまめし食堂)	坂口 志信	杉並区西荻北4-4-5	6915-0809	飲食業
8	HAM(株)	佐藤 仁美	杉並区西荻北2-3-9-6F	6915-0941	コワーキングスペース/シェアオフィス事業
8	(株)ふうけい	田邊 泰大	杉並区西荻北2- 3- 9-6F	090-4613-1959	デザイン業
第3ブロック					
11	(株)荻野屋	荻野 雅弘	所沢市糎谷1746- 1	3395-2156	食品卸売業
13	酒処いとう	伊藤 剛	杉並区天沼2-3-20-1F	6686-1857	飲食業
13	ピーククリーン	安永 賢太郎	江戸川区東葛西8-32-14-102	080-4358-3836	サービス業
14	—	矢島 エミ子	—	—	—
14	(株)山荷葉	笠井 大介	杉並区天沼3- 9-12	4400-6502	コンサルティング業
14	エコ丸信(株)	横江 眞一	武蔵村山市伊奈平2-27- 5	042-520-8881	事業系産廃収集運搬業
14	ファンカヒップダンススタジオ	安田 麻貴	杉並区清水3-9-9-101	080-3318-6398	ダンス教室
14	日本橋法律特許事務所	田中 佑佳	中央区日本橋2-1-3	3516-1811	弁護士
15	(株)暁	盧 國華	杉並区上荻2- 3- 5-2F	6913-6062	アニメーション制作業
15	(株)魚耕不動産	細田 兼作	杉並区上荻1-14-12	0422-27-8678	土地売買業
15	Bar Ellie	石川 恵梨	杉並区西荻南3-7-6-B102	080-4948-7614	飲食業
15	(株)crackin	小川 佑太	武蔵野市吉祥寺本町2-26-2-2F	090-1785-2765	IT関連
15	ソニー生命保険(株)	古川 将吾	杉並区南荻窪4-43-12-210	080-1655-5936	生命保険業

新 入 会 員 名 簿

令和7年3月31日現在

支部	法人名	代表者名	所在地	電 話	業 種
第4ブロック					
16	(株)碧匠社	鳥山 裕	杉並区西荻南2-25- 7	5941-6985	建設業
16	(有) 静和商事	徐 静中	杉並区西荻南2-25-6	3331-8421	飲食業
17	フェニックスキャピタル(株)	宮崎 桂壽	杉並区西荻南4-15-22	090-3918-9225	不動産コンサルティング
18	(株)JS(味家)	趙 聖浩	杉並区西荻南3-7-8-1F	3331-0888	飲食業
18	(株)cures	横川 将也	杉並区松庵3-35-19	—	接骨
18	(株)スリーエイトホームズ	関 寛征	杉並区松庵3-35-18-507	5941-5887	土地売買業
19	VRIL(株)	金子 博之	杉並区久我山2-13- 5	5941-7501	不動産業
19	明治安田生命 武蔵野東営業部	佐々木 和成	武蔵野市吉祥寺南町1- 8- 1-5F	0422-76-8650	保険業
19	(株)エムズクリエイト	田中 信也	杉並区久我山1-5-2-115	—	内装工事
19	—	小林 実	—	—	—
20	(株)丸井グループ	鈴木 孝一	杉並区宮前4-24-12	090-857-3479	小売業
20	(株)濱田山吉祥	三浦輝 洋之介	杉並区浜田山4-.32-12	080-5899-4777	障害児通所支援自称
20	スタジオエア	北野 容子	杉並区久我山5-15-18-201	090-1575-7077	WEBマーケティングコンサルタント
20	フィリップモリスジャパン合同会社	山口 裕二	千代田区永田町2-11- 1-22F	3509-7850	食品
20	(合同)ライズ	青木 智子	杉並区西荻北4-40- 5	090-2168-3860	不動産コンサルティング
第5ブロック					
21	(一社)PEACE INCLUSION PIECE	南北 ちとせ	杉並区西荻北4-5-30-202	3301-1055	障害福祉
22	H.M合同会社(salon M)	鴛海 舞希子	武蔵野市中町1-19-20-5F	0422-38-5151	エステサロン
23	(株)ヒサエ	諸岡 久晴	杉並区荻窪3-21-15	5397-9582	貸家業・不動産管理
23	榎本・藤本・安藤総合法律事務所	安藤 亮	港区元赤坂1-3-9-9F	3500-5300	弁護士
23	アルファ丸嶋(株)荻窪支店	小林 輝道	杉並区天沼3-3-1	5347-9101	不動産業
23	(株)Linoaloha	三浦 里佳	杉並区上井草1-31-8-202	090-8782-0386	医療関係(リハビリ)
25	(株)Community-Based	中園 和博	杉並区荻窪5-30- 6-304	4400-4808	サービス業
25	BEX Consulting(株)	川上 正春	杉並区荻窪5-30-12-713	090-8095-1410	ITサービス
25	YOKOYAMA PLANNING	横山 泰輔	杉並区高円寺南1-6-5-903	080-4175-2903	企画・デザイン・製造仲介
25	(株)ユフクス	稲吉 さゆき	杉並区善福寺4-22-10	3399-1692	不動産賃貸業

BLOCK REPORT SPRING

〔令和6年度〕

各ブロックの 春季研修会レポート

令和6年度、第1～5ブロックの春季研修会が行われました。
今回も各ブロックの参加者からのレポートを掲載いたします。
次の研修会へ参加をご検討されている方はご参考にしてください。

第1ブロック	令和7年2月26日（水）	企業で使える『Chat GPT』活用セミナー
第2ブロック	令和7年2月7日（金）	エンディングノートを書いてみませんか？
第3ブロック	令和7年2月18日（火）	報道番組ができるまで～『サンデーモーニング』の裏側～
第4ブロック	令和7年2月20日（木）	『落語と江戸の庶民の暮らし』
第5ブロック	令和7年2月17日（月）	昨今の葬儀事情～社葬から家族葬のポイント～

第1ブロック春季研修会

第1ブロック

企業で使える『Chat GPT』活用セミナー

令和7年2月26日（水）「第1ブロック春季研修会」が開催されました。当日の参加者は法人会2階会議室11名、オンライン2名の参加でした。矢島研修副委員長の司会のもと、新井ブロック長よりご挨拶いただき、研修会がスタート。

講師は株式会社ナッツ代表取締役野中栄一様をお迎えし、「企業で使える『Chat GPT』活用セミナー」をテーマにお話いただきました。基本的なChat GPTの解説から、使用方法や操作方法もお教えいただき、大変勉強になりました。

研修会終了後は、今半のお弁当を食べながら、懇親会が開催されました。加藤副会長に乾杯挨拶をいただき、新井ブロック長の中締めでお開きとなりました。



第2ブロック春季研修会

西武信用金庫 杉並営業部
暮らすメイト担当 森梢

エンディングノートを書いてみませんか？

令和7年2月7日(金)に第2ブロック春季研修会を開催させていただきました。今回のテーマは「エンディングノートを書いてみませんか？」で、フコクしんらい生命保険株式会社の丸山浩さまをお招きし、実際にエンディングノートを使ってお話しいただきました。エンディングノートには「財産」「友人情報」「葬儀」「介護や告知事項」など沢山記入できる項目があり、わかりやすく伝えられるようになっていました。親の相続の時にエンディングノートがあれば手続きがスムーズにできたのになあ。早速明日からエンディングノートを書こう。などのお声をいただきました。



で懇談会をさせていただき、エンディングノートに記入しておきたい事で盛り上がり、各々の相続の経験談、相続税や法人税、また保険の話題もでてきて、情報交換ができて有意義なものとなりました。

次回の研修会も是非参加させていただきたいと思います。

第3ブロック春季研修会

第3ブロック

報道番組ができるまで『サンデーモーニング』の裏側

令和7年2月18日(火)「第3ブロック春季研修会」が25名の参加で開催されました。江島ブロック会計の司会のもと、矢澤ブロック長にご挨拶をいただき、いよいよ研修会がスタートです。

講師はフリーアナウンサー・BOOK CAFE + BAR COTOCOTOの橋谷 能理子様をお迎えし、「報道番組ができるまで『サンデーモーニング』の裏側」というテーマでお話しいただきました。たくさんのお写真を交えながら、当時の報道番組の裏話、思い出話や今だから話せるお話をたくさん聞かせてくださいました。

研修会後には懇親会が開催され、長田副ブロック長の乾杯の挨拶で懇親会がスタートし、



リストラテッドドラマティコ様の美味しいお料理をいただきながら、楽しいひと時となりました。最後に岡副ブロック長に中締めをしていただきお開きとなりました。

第4ブロック春季研修会

第4ブロックブロック長 中川一

落語と江戸の庶民の暮らし

令和7年2月20日（木）に第4ブロック春季研修会が法人会2階会議室に於いて、開催されました。今回の講師は、落語家の昔々亭慎太郎（せきせきていしんたろう）師匠です。師匠は、杉並で生まれて杉並で育ち杉並公会堂で定期的に落語会を開催されている地元の落語家です。

江戸時代の庶民がどのような生活をしてきたのか、資料を元に詳しく解説していただきました。

まずは江戸の庶民が住んでいた長屋についてです。6帖ほどの広さの中に、1帖半の玄関土間とかがまどがあつて、残りの4・5帖が畳の部分という驚きの狭さで生活をしていました。布団を畳めば生活のスペースになり、コンパクトな暮らしができるのです。トイレは長屋の離れの共同トイレを使い、お風呂は銭湯に通う生活です。時代劇で良く見る光景ですが、そこでの生活について解説があると「なるほど合理的に作られた環境

だな」と思いました。

次に時刻についてです。時計が無い時代ですので、日の出と日の入りを基準に昼夜をそれぞれ6等分して、干支や数字で表していました。その他いくつかの江戸の習慣についてお話しされた後は、時刻に関わる落語の『時そば』を披露されました。解説を聞いた後の落語は、より深く楽しめました。質疑応答の時間では、例年よりも質問される方が多かったです。会員交流会では『うちの会社で落語を聞かせて欲しい』と言う声も聞こえて来て、地元で活動している同士の交流が深まったと感じました。



第5ブロック春季研修会

第5ブロック

昨今の葬儀事情～社葬から家族葬のポイント～

令和7年2月17日（月）、法人会2階会議室にて「第5ブロック春季研修会」が32名の参加で開催されました。今年は、株式会社グランドイメモリー 木野島光美様を講師にお招きし、「昨今の葬儀事情～社葬から家族葬のポイント～」というテーマでお話いただきました。

コロナ禍で増えた「家族葬」から「社葬」等、様々な葬儀形式でのポイントや注意すべき点について分かりやすく説明していただきました。又、意外と知らない香典袋の出し方やお札の向き等のマナーについてもお教えいただきました。具体的に著名な方々の葬儀のお話もしていただき、皆様熱心に聞いていました。

研修会終了後は、会員交流会を開催いたしました。嶋会計監査の乾杯ではじまり、イタリア料理「リストランテ・ドラマティコ」の料

理を肴に会員の皆様と交流を深めることができました。最後に田辺副ブロック長の中締めでお開きとなりました。



e-Tax推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さま方の多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていたいただけるか？」更に依頼どおり行なうと回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか？」との問いを発したところ86名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と言っておっしゃっていただけませんか？

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さま方の尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

税制委員会（e-Tax担当）

東京税理士会荻窪支部 e-Tax推進税理士事務所（敬称略）

令和7年3月19日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先	地域	氏名	住所	事務所連絡先
井草	堀真由美	井草2-11-9エスト・メソネット105	3397-6652	西荻南	河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457
	山岡岡枝	井草2-35-12-2-409号グランドメゾン杉並シーズ	5310-3228		中田哲也	西荻南2-19-10美光ビル2階	5941-5690
上井草	竹田雄輔	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-105	6913-8665		小野寺昭市	西荻南2-23-8	3333-4868
	久保木浩志	上井草3-31-23 堀野ビル201	5303-4823		内山千枝	西荻南3-8-16-902	3334-5021
下井草	税理士法人稲村会計事務所	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711		佐山政雄	西荻南3-9-11-501	3333-0221
	藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118		千葉繁樹	西荻南3-18-14松本ビル2階	050-5527-4372
	田子周一	下井草4-33-12	3395-3343		飯沼英男	西荻南4-8-11	5941-8618
今川	中村行雄	今川3-8-4	3399-3976	久我山	小島孝子	久我山2-7-25-205	090-6854-2140
	小林滋子	今川3-30-7	5938-5100		小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
桃井	古賀雄子	桃井3-6-1-1401	6765-2388		杉本洋子	久我山5-8-23	5370-8518
	西荻北	下島聡司	西荻北2-3-9トラストビル5F		新出小百合	久我山5-30-21-302	6327-4282
西荻北	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922	宮前	新江洋子	久我山5-36-22-201	3335-7425
	鈴木吉郎	西荻北2-6-6YS西荻3F	3301-5101		石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前ロイヤルハイツ304号	3334-1305
	福田都介	西荻北2-11-4エクセリア西荻201号	3397-2770		小松原伸元	宮前4-31-1	5941-9239
	山本哲郎	西荻北2-12-2西島ビル201	5303-6371		小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコート西荻窪115号室	6423-0566	荻窪	稲澤聡	宮前5-10-5	3247-7194
	梅林邦彦	西荻北3-14-9	3395-0211		森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グラツィオーソ西荻窪B1	3399-0180		永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115
	荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781		尾崎正俊	荻窪3-47-15第3野村ビル300号	3392-1101
	青木秀壽	西荻北4-33-17	3390-4313		望月英仁	荻窪4-6-24-201	5347-2945
上荻	フォーライフ税理士法人	上荻1-5-2コナビル6階	3391-6309	荻窪	黒岩民子	荻窪4-12-12 ISHIIIレジデンス201	6795-5216
	大矢勝昭	上荻1-16-3森谷ビル4階	3391-5588		伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ロイヤルコーポ104号	3394-1123
	小林誉光	上荻1-17-10シンフォニーアングラテ602	3391-1044		岩崎智香子	荻窪4-32-25 ニューキャッスル荻窪301号	3392-1198
	今村千恵子	上荻1-18-12春木家ビル	6915-1303		釜谷彰一	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6006
	永井久美子	上荻1-18-12上荻ビル3階	5347-5358	松庵	塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003
	穂坂正積	上荻1-18-14-206	3393-7571		西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002
	コンパスみらい税理士法人	上荻1-21-23	3392-5555		大久保豊	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	3398-8812
	小島麻里	上荻1-23-19東神荻窪ビル4F	6913-0520		山崎厚税理士事務所	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	6699-1758
	藤村茂	上荻2-19-18RKII2階	6231-1701		山田真治	荻窪5-13-9-402	080-9891-4783
	小澤俊夫	上荻2-19-18RKII2階	3391-8731		三好秀胤	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671
	森田光雄	上荻2-19-18RKII2階	6874-7851		池田幸弘	荻窪5-16-14カバラビル8階	5335-7981
	和田実	上荻4-19-22-603	3395-1131		中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジタル216	5347-9930
	岡田茂	上荻4-23-9	3395-3111		大島康司	荻窪5-22-12戸田ビル205	5335-7465
本天沼	小野寺誠税理士事務所	本天沼2-41-8	5303-1680		税理士法人茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211
清水	黒川えり	清水1-14-5-302	090-8479-0152		青葉総合税理士法人	荻窪5-26-9コスモビル5F	3398-0523
南荻窪	永井克宏	南荻窪4-7-9	6317-7249		大澤栄子	荻窪5-26-9シエモア荻窪参番館404	6276-9015
天沼	桑山務	天沼1-2-3	3398-1316		武井成浩	荻窪5-26-9シエモア荻窪参番館904	6765-6376
	鯉淵洋行	天沼1-11-13	090-8039-4867		熊澤眞理子	荻窪5-29-10 本橋ビル305号室	6915-1807
	酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455		税理士法人あかいけい	荻窪5-30-12グローリア荻窪705	5292-5377
	池上資産会計事務所	天沼1-41-6	5932-5128		税理士法人河合会計事務所杉並事務所	松庵2-17-7	6362-3630
	篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334		大槻一弘	松庵3-38-20 KURA松庵305	6795-8420
	石澤潔	天沼3-12-19	3398-4910				
	加藤俊也	天沼3-16-11-202	6795-6800				
	井上仁	天沼3-27-2荻窪MTビル1階	3392-4177				
	阿部俊郎	天沼3-32-4フラット荻窪105	080-7111-5295				

令和6年度 荻窪法人会 春季特別講演会

打ち返す力

講師：

水谷 隼

元プロ卓球選手



令和7年3月14日(金)に研修委員会主催「春季特別講演会」が杉並公会堂大ホールに於いて開催されました。
ご講師には元プロ卓球選手の水谷 隼 氏をお招きし、「打ち返す力」というテーマでご講演いただいた。
開始前から長蛇の待機列ができるほどの多くの方がお越しになり、会場は632名のお客様で埋め尽くされました。

日本卓球界史上初の 金メダル獲得まで

水谷隼氏は5歳から卓球を始め、約27年間競技を続けてきた。彼が初出場した2006年の世界卓球団体戦では個人成績が全敗で、日本チームは史上ワーストの14位という結果であった。しかし、その後の10年間に渡り、卓球界は大きく変化した。水谷氏は14歳でドイツ、19歳で中国リーグへ渡り、24歳からはロシアやマレーシアリーグにも挑戦するなど、他の選手が選ばない厳しい環境に自らを置き、徹底した強化に取り組んだそうです。

特に転機となったのは2012年ロンドンオリンピック後のスランプであり、スポンサーや周囲のサポートが離れる苦しい時期を経験。しかし、その際に「今1人で頑張れば、その手柄はすべて自分のものになる」という社長の言葉に奮起し、自らプライベートコーチを雇うなど独自のトレーニングを行った結果、2016年のリオデジャネイロオリンピックで日本卓球史上初のシングルスでのメダルを獲得。さらに2021年東京オリンピックでは、混合ダブルスで中国ペアを破り、日本卓球界史上初の金メダル獲得に成功しました。



緊張への対処法

水谷氏は、緊張しない人間はいないと断言し、「緊張した状態で出せるパフォーマンスこそが本当の実力である」と強調している。緊張への対処法として彼が挙げる重要なポイントは二つ。

一つ目は、「どんな環境でも当たり前前
のことが当たり前前にできる自信をつける
こと」で、そのためには反復練習が必要
だと述べている。

二つ目は、「想定外の事態にも対応で
きるよう経験を積むこと」である。焦ら
ず冷静に対応するためには、多くの経験
を積み、自分を厳しい環境に置く勇気が
必要と語った。

つまり、緊張の中でパフォーマンスを
上げるには、練習による自信と経験に
裏付けられた冷静な対応力が欠かせな
いとなりました。

卓球技術に関する 具体的な質問と返答

講演後に行われた卓球の体験イベント
では、水谷氏が自身のサーブ（サーブ）
の技術を披露していただきました。

水谷氏のサーブは非常に強烈な回転
がかかっており、ボールが大きく曲がるた
め、一般参加者にとっては返すのも困難
であつたようです。

サーブの返し方について具体的な質問
があり、水谷氏は「回転に応じて角度を
調整することが重要」と具体的なアドバ
イスをいただきました。例えば、通常通
りボールに当たると観客席の方向へ飛ぶた
め、ラケットの角度を調整し、回転を考
慮した対応が必要だと説明していただき
ました。

実際に、アドバイスの従ってラケットの
角度を調整した参加者が見事にサービス
を返すことができるという成功例も紹介
された。

このように、技術に関する質問に対し
水谷氏は実践的な指導を行い、具体的
な技術アドバイスを明確に示していただ
きました。

令和7年度税制改正大綱 ― 法人会の税制改正提言 ―

中小企業に対する軽減税率は維持！

税と社会保障の問題への対応が始まる！

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業等の軽減税率の延長

中小企業等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となり、
①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業等が特定経営力向上設備等取得した場合の特例償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期

■リース取引についての取扱い

①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要となります。
②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特別は、廃止されます。（適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。）
③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を100万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおり控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

大学生等の子がアルバイトをしていて、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が5万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認め、給与と所得控除とを合わせた給与控除と一致させる趣旨です。
※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

●個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税について適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人（夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる）の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせ

①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができず、また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。

②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であつて、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。

③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならぬこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中

消費税関係

■輸出品販売場における免税方式の見直し

①輸出品販売場を営営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出境地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。

②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならぬこととされます。

③税関長は、輸出品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報とともに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止することにより、一般

小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。

②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

課税標準額	軽減期間	雇用者給与等支給額
2分の1	3年間	1.5%以上引上げ
4分の1	5年間	3%以上引上げ

■免税販売手続の見直し

①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。

②免税購入対象者が輸出品販売場を運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出品販売場の販売は、購入者の不正が多く、輸出品販売場の負担が大きくなっています。今回の改正で輸出品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

その他

■グローバル・ミニマム課税への対応

軽課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

〒100-0001 東京都千代田区千代田
TIS 税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL 03-5336-3150
FAX 03-5336-3154
HP <http://www.tis-office.jp/>

東京法人会連合会

税制委員会では、法人会員の税に関する要望をまとめて、夏の全国大会で税制改正要望を国に要望し、冬の税制セミナーにて、税制改正案を通して、税制改正の方向性を学ぶ活動をしてきます。

今回は、令和7年2月5日に開催された税制セミナーの様子をご紹介します。

〈第一講座〉「令和7年税制改正について」

【講師】財務省 主税局 田原芳幸氏

おもな改正の概要は次の通りです。

- (1) 物価上昇面における税負担の調整及び就業面への対応
- (2) 老後に向けた資産形成の支援
- (3) 子育て支援に関する政策税制
- (4) 地域経済を支える中小企業の取り組みを後押しする税制
- (5) スタートアップへの投資促進や「資産運用立国」の実現に向けた環境整備
- (6) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
- (7) 新たな国際ルールへの対応
- (8) 外国人旅行者向けの免税制度の見直し

(1)については、二つの視点から所得税の改正がおこなわれます。一つ目は「物価上昇への対応」。

二つ目は「人手不足の状況下におけるパート・アルバイトの就業調整への対応」です。具体的には、「基礎控除の引き上げ」「給与所得控除の最低保証額の引き上げ」「特定扶養控除の見直し・特別控除の創設等」が実施されます。

(2)については、老後資産形成のための「DC・ideco等」について、①拠出時における「限度金額の引き上げ」、②受給時における「退職所得控除の調整規定の見直し」です。

(3)は、子育て世代向けの「住宅ローン控除の限度額拡充」「リフォーム税制の拡充」「生命保険料控除の限度額拡充」です。

(4)について、「軽減税率の特例（15%）の二年延長」と「事業承継税制の特例措置における役員就任要件の見直し」があります。

(6)について、「防衛特別法人税の新設」がありますが、中小企業では課税所得2,400万円まで課されないこと、全法人の94%が対象外となる見込みのため、大きな影響はないと考えられています。



物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応（案）

- ・デフレからの脱却局面に臨み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応
- ・源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用

所得税の基礎控除の引き上げ

- ・最後の基礎控除引き上げ（平成7年）からの消費者物価指数等の物価動向を踏まえ
- ・現行の最高48万円から10万円（20%程度）引き上げ、最高58万円に。

給与所得控除の最低保障額の引き上げ

- ・物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応
- ・最低保障額は現行の55万円から10万円引き上げ、65万円に。

大学生年代の子の親への特別控除の創設

- ・人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応
- ・大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設。
- ・子の給与収入が、150万円以下→63万円
- ・子の給与収入が、150万円超 →控除額が段階的に減額

〈第二講座〉

【講師】公益財団法人 東京財団政策研究所 研究主幹 森信茂樹氏

次の4つのポイントで講演がありました。

- (1) 企業行動と法人税の議論
- (2) 税と社会保険の一体改革の必要性
- (3) トランプ政権とデジタル課税
- (4) SNSとファクトチェック



(1)について：過去の法人税改革によって、税率の引き下げ、課税ベースの拡大から税収は増加し、2025年予算は過去最高となる見込みだが、企業では、諸外国と比較して平均賃金は上昇していないこと、国内投資よりも海外投資が増えている特徴がある。

(2)について：税負担だけでなく社会保障負担（税＋社会保険料）で比較した場合、主要国9か国では第3位の高負担である。社会保険料は「受益と負担が結びついている気がする」ため、税より上げやすい特徴があるが、実際には「子供・子育て支援金」などにも利用されることから実際には結びついていない。また、社会保険料と税の比較で検討した場合、社会保険料の事業主負担分は転嫁しにくくコスト増となり、税と異なり国境調整がないため、企業の国際競争力を減少させてしまう。デジタルセーフティーネットや英国のユニバーサルクレジットなどを参考に改革をおこなうべき。

(3)について：「欧州のデジタル・サービス・タックス（DST）の恒常化と貿易戦争」と「米国内のデジタル広告税の導入論」の内容とわが国の方向性についての内容でした。

(4)について：（選挙時におけるSNSでの多くの議論について）「ファクトチェックのできる独立財政機関の必要性」と「財政に関する国民と経済学者の意識の相違」の内容でした。

社会保険と税の比較		
	社会保険	税
機能	リスクのシェア	所得再分配
原則	負担と給付のリンクが明確（ただし個人レベルで対応しているわけではない）	負担と給付のリンクなし
負担者は誰	企業・雇用保険は、勤労世代のみ負担。医療・高齢者の負担は増え続けており、実質的な負担増	消費者は高齢者も負担
負担の性格	国民年金は負担の連帯性が高い。厚生年金にも連帯の性格がある	消費者は国民年金ほどではないが連帯性がある
事業主負担と転嫁	事業主負担は転嫁しにくくコスト増になる	消費者は転嫁が容易である。法人税の転嫁は経済活動による。
国際競争力	国境調整がないので、競争力の問題が生じる	国境調整により競争力は変わらない
給付	国民年金の給付率は低い	給付率が高い
その他の課題	わが国の社会保険料負担はすでに世界的な高水準。保険料率と所得再分配が連帯（高齢者医療・年金など）	消費者負担は政治的な課題になる（二重負担）
	雇用者の平均年収が106万円、130万円の壁の問題がある。	フランスの一般社会保険は個人負担で事業主負担はない。
	国民年金等負担があり高齢者の負担は軽減されている	

【おわりに】法人会では、税に関する要望を募集しています。中小企業の経営者の視点から、多くのご要望をお寄せください。法人会では、税に関する要望をとりまとめ税制改正の要望を行う活動を続けています。



自動ダイレクト

自動ダイレクトとは

e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることができる機能です。

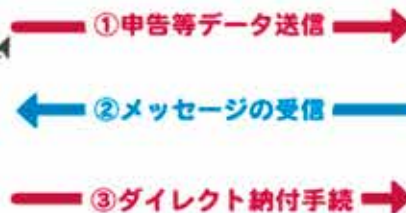
※令和6年4月からe-Taxでご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトにも順次対応を依頼しています。

こんな方に
おススメ!

源泉所得税を毎月納付する方など
納付の機会が多い方



ダイレクト納付利用の場合



自動ダイレクトを利用すると…



POINT!

自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は
各申告手続の法定納期限になります。

※法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした
場合は、その翌取引日。

申告等データ送信画面でチェックを入れるだけで簡単納付♪

個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な手続です。
提出先税務署等	税務署
振替口座	なし
提出年月日	令和6年5月27日

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは、
口座等により法定納期限が過ぎた場合は、口座引落等についてお知らせをさせていただきます。

☒ 私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、
下記の口座からの引落しにより納付します。

申告と納付手続が同時に完了!!



詳細は国税庁ホームページ
「自動ダイレクト」をご覧ください。



自動ダイレクトの利用方法は
「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
マニュアル」をご覧ください。



【東京都主税局・都税事務所からのお知らせ】

eLTAX 電子納税のご案内



「電子申告手続は**税理士**」、「納税手続は**法人**」の場合に、
 便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、関与税理士が eLTAX で電子
 申告した場合でも、利用者 ID と暗証番号を共有いただければ、
 法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます！

詳しくは、こちら⇒



税理士



電子申告

利用者ID
 暗証番号
 を共有

電子納税

法人



以下の方法から選べます

- ・ダイレクト納付
- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード

【お問合せ先】 東京都主税局徴収部徴収指導課
 TEL（直通）：03-5388-2984

5月 は自動車税種別割の納期です

令和7年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月1日（木）に発送します。
 6月2日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞

おうちで今、納付できます！！

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の
 注意事項をご確認ください。

スマホアプリ

納付書の eL-QR を読み取
 るだけで納付ができます。

クレジットカード
 インターネットバンキング

地方税お支払サイトの eL-QR 読取画面から
 納付書の eL-QR を読み取り、支払手続をす
 ると納付ができます。



ペジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから
 直接納付することができます。
 他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

～車検時に納税証明の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。
 （ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大 10 日程度かかります。）

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証
 明をご利用ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066
 （平日 9 時～17 時）

主税局 HP
 都税の支払い方法



支部・ブロック・委員会・部会からの報告

厚生事業委員会

令和6年度 健康セミナー

厚生事業委員会

猫背解消! 肩こり腰痛改善



令和7年2月3日(月) 午後6時から厚生事業委員会主催「令和6年度 健康セミナー」がタウンセブンホールA・Bに於いて27名の参加で開催されました。

今回のテーマは「猫背解消! 肩こり腰痛改善! ~春に向けて身体を目覚めさせよう!~」という事で、ヴィムスポーツアベニューの庄野様を講師にお迎えし研修会を行っていただきました。

実際に椅子に座ったり立ったりしながら、ストレッチや柔軟を行い、また途中では参加者の方と輪になり頭と体を使うような運動もあり、大変楽しく体を動かす事ができました。庄野先生は明るくユーモアのある方で、とても楽しい研修会でした。

源泉部会

社会保険労務に関する研修会

源泉部会

社員の定着・育成に向けた人事制度の作り方

令和7年2月19日(水)に源泉部会主催「社会保険労務に関する研修会」が法人会2階会議室7名、オンライン8名の参加で開催されました。

講師は社会保険労務士 SMARTコンサルティング事務所の特定社会保険労務士 金築様をお迎えし、「社員の定着・育成に向けた人事制度の作り方」についてお話いただきました。給与制度、人事評価制度、昇給制度、賞与制度、教育計画、人事年間計画や上司の関わり方の重要性について、具体例を交えながら分かりやすくお教えいただきました。今一度、自分自身の状況を確認する為にも大変勉強になるお話ばかりで、質疑応答の際にも多くの質問があり、有意義な時間となりました。



厚生事業委員会

日帰りバス研修会

厚生事業委員会

交流も深める事のできる楽しい研修会



令和7年3月6日(木)に厚生事業委員会主催の「日帰りバス研修会」が61名の参加で開催されました。

朝8時に杉並公会堂を出発し、最初に向かうのは海ほたる。海ほたるでは1時間ほど時間があり、天気も良いので全員集合で外での記念撮影をし、思い思いに時間を過ごしました。その後、館山にある「漁師料理たてやま」で浜焼きバイキングだったので、牡蠣、貝や海鮮丼などをお腹いっぱい食べ、大満足でした。次は「館山

いちご狩りセンター」でいちご狩りをしたのですが、私は60個食べました!笑。他の皆様はだいたい15個前後、多くて30個の方もいらっしゃいましたが、私は食べすぎました。小さく赤いいちごを無心で食べていたのですが、最後個数を数えたら58個だったので、追加で2個食べて60個で切りよく終了となりましたが、ガイドさんにも60個は驚かれました。最後に「はちみつ工房」に立ち寄り、ワインの試飲やお土産を買ったり、アイスクリームを食べたり(ここのアイスクリームはクリーミーで美味しく、上にハチミツをたっぷりかけてくれて最高でした)、とても楽しい時間となりました。

皆さまと交流も深める事のできる楽しい研修会となりました。

第3ブロック

第3ブロック・支部合同花見大会

第3ブロック

綺麗な桜を見ながら楽しい一時



令和7年3月30日(日) 善福寺公園に於いて「第3ブロック・支部合同花見大会」が15名の参加で開催されました。今年は桜も綺麗に咲き始めており八分咲きくらいで、天気も良く、雲の影から太陽が出てくると半そででも良いくらい暑くなっていました。綺麗な桜を見ながら楽しい一時となりました。

第4ブロック

第4ブロックお花見の会

第4ブロック長 中川一

大盛況の『お花見の会』



令和7年3月30日(日)に今年も恒例の『お花見の会』が、久我山の神田川沿いにあるシーダー HATAをお借りして開催されました。この会場は多目的ホールで、室内からも桜が見えます。屋外スペースもあり、鉄板焼き料理も出せます。桜は満開で天気も良く、花見としては最高のコンディションでした。

参加者はお子さんを含めて66名です。私もこれほど多くの方が来てくださるとは

予想していませんでした。慌てて料理と飲み物を追加しました。秦副ブロック長の乾杯でスタートです。仕出し屋から取寄せた料理の他、参加者持ち寄りの料理と酒類を皆で楽しみました。日本酒や焼酎、地ビールのサーバー、オードブルから肉料理、刺身や寿司、豚汁、中華もあれば、デザートケーキ、自家製のキュウリ漬け等々盛りだくさん。初めて参加された方は、料理と飲み物の種類と量の多さに驚いていました。「料理が美味しい、酒が旨い」と皆さんから高評価の声が聞こえてきました。岸本杉並区長や各議会の議員さん達の参加もあって、賑やかで活気のあるお花見会になりました。最後に中原副ブロック長の一本締めでお開きとなりました。

楽しんでいる皆さんを見て、来年も同じようにお花見の会を開催できたらと思いました。



柴田会長 国税庁長官表彰 受彰祝賀会



令和7年3月24日（月）、荻窪タウンセブン8階タウンセブンホールにて柴田会長の「国税庁長官表彰 受彰祝賀会」が開催されました。当日は、ご来賓として荻窪税務署 山田税務署長をはじめ税務署幹部の皆様や、東法連第4ブロック各单位会の会長の皆様を含め、総勢95名もの大勢の方にご参加いただきました。

司会は江島女性部会長、田中副会長の開会の辞ではじまり、小竹名誉会長や山田税務署長よりご祝辞をいただき、山下監事より花束贈呈を行いました。

懇親会は加藤副会長の乾杯挨拶ではじまりました。祝賀会当日は柴田会長のお誕生日という事もあり、お誕生日ケーキのサプライズも行われ、和気あいあいとした受彰祝賀会となりました。最後は、志村副会長の閉会の辞で散会となりました。



従業員の退職金準備は

東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- | | |
|-----|--------------------------------|
| その1 | 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます |
| その2 | 従業員のための退職金を計画的に準備できます |
| その3 | 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます |
| その4 | 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません |
| その5 | 退職一時金は退職所得控除の対象になります |
| その6 | ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます |
| その7 | 簡単な申込手順で加入できます |

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

- この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
- ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikeyo.or.jp/>